

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第28号

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則の一部を改正する規則

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則（平成19年香川県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第6条の3関係）			別表（第6条の3関係）		
区 分	単 位	使用料の額	区 分	単 位	使用料の額
資料画像	1点につき1回当たり	<u>5,140円</u>	資料画像	1点につき1回当たり	<u>5,000円</u>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。